

Yumi music school

業務委託契約書

黒田祐美（以下『甲』という）と、白石恵美子（以下『乙』という）とは、甲の業務の委託に関して、以下のとおり契約（以下、本契約という。）を締結する。

第1条 （業務委託の内容）

甲は、以下に掲げる業務（以下、『本件委託業務』という。）を乙に委託し、
乙はこれを受託する。

(1) レッスン

乙は甲の運営する Yumi music school の理念（音楽で想いを自由に表現できる）に従ったレッスンを行うものとする。

(2) 連絡

1. 担当生徒及び保護者に対しての連絡は乙が行うものとする。
2. 連絡方法は原則、Yumi music school 生徒連絡用 LINE を使用するものとする。

(3) 生徒募集

1. 乙はブログ・Instagram を作成・投稿を行うよう勤め、
生徒募集するものとする。
2. 乙は上記1が行えない場合は甲に素早く報告するものとする。

(4) 月謝管理

1. 乙は毎月、担当生徒から月謝・教材費等を受け取った場合は甲に速やかに甲に報告しなければならない。

第2条 （受託者の責務）

1. 乙は、本件委託業務を、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。
2. 乙は、甲からの求めがある場合には、本件委託業務の進行状況、その他甲が報告を求める事項に関して、遅滞なく甲に報告しなければならない。
3. 乙が本件委託業務に関して作成又は受領した帳簿、原簿、報告書等の資料の所有権は全て甲に帰属し、本件委託業務遂行の過程で生じる発明、考案に係る知的財産権を受ける権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権は甲に帰属する。

第3条 (業務委託料)

1. 本件委託業務の対価は担当生徒の月謝金額の営業利益の6割とする。
($(\text{月謝} - \text{設備費} - \text{ロイヤリティ}) \div 1.1 \times 0.6$)
2. 甲は乙に対し、前項の定める対価を、翌月15日までに銀行振込で支払う。
3. 乙は甲に対し請求書を原則、毎月30日までに提出することとする。

第4条 (実費負担)

本件委託業務の遂行に伴う交通費は、甲が半分負担するものとする。(500円まで)
当該実費は、原則として乙が立替払いをし、事後に請求書を甲に提出することとし、乙への支払い方法は前条に準ずるものとする。

第5条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、令和5年9月1日から令和6年3月31日までとする。
2. 本契約の期間満了の1ヶ月前までに、いずれの本契約当事者からも書面による何らの意思表示がない場合、本契約は同じ条件でさらに1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

第6条 (中途解約)

本契約期間中においても、甲又は乙は、1ヶ月以上の予告期間をもって書面で通知することにより、本契約を解約することができる。

第7条 (再委託の禁止)

1. 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。
2. 前項の承諾を得て乙が第三者に本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合、乙は当該第三者との間で再委託に係る契約を書面により締結しなければならない。
3. 乙は再委託先を管理監督するとともに、それらの業務の実施に係る一切の行為に関して、乙がしたものと同様に、甲に対して一切の責任を負う。

第8条 (秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約の事実、及び本契約に関して又は本件委託業務遂行上知り得た相手方の技術上、営業上及びその他の情報で相手方が秘密と指定したもの(以下、『秘密情報』という。)を、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

開示を受けた際、既に自己が保有していた情報。

開示を受けた際、既に公知となっていた情報。

開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報。

法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。

2. 前項の義務は、本契約期間中のみならず、本契約終了後3年間存続するものとする。

第9条（解除）

1. 甲又は乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約上の義務を履行しない場合は、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときには、本契約を解除することができる。
2. 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由のいずれが生じたときには、何ら催告することなく直ちに本契約を解除することができる。

仮差押、差押、強制執行又は競売の申し立てを受けたとき。

破産、民事再生、会社更生、特別精算等の手続申立を受けたとき、又は自らこれらを申し立てたとき。

手形、小切手を不渡にする等支払停止状態に陥ったとき。

公租公課の滞納処分を受けたとき。

第10条（協議）

本契約書の定めのない事項に関しては、甲乙別途協議のうえ円満に解決を図るものとする。

本契約書締結の証として本書2通を作成し、甲および乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 5年 9月 10日

甲

Yumi music school

代表 黒田祐美

大阪府吹田市古江台1-8-13

乙